

件名	愛媛県文化財保護条例の一部を改正する条例																								
主管課	文化財保護課																								
根拠法令等																									
<p>【改正の概要】</p> <p>国の機関等が県指定史跡名勝天然記念物に関し行う現状変更等の一部について、規制を緩和し、許可制から届出制にすることに伴う条例の一部改正（四国中央市からの「えひめ夢提案」）</p> <p><b>1 現行の許可制</b></p> <p>県指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、この限りでない。</p> <p><b>2 改正後の内容</b></p> <p>(1) <b>許可制の一部を届出制へ規制緩和</b></p> <p>国の機関又は地方公共団体が行う次に掲げる現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為については、許可を要しない。当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>建築物の改築又は除却（建築の日から50年を経過していない建築物に係るものに限る。）          工作物の改修若しくは除却（設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）          又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）</p> <p>県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の改修又は除却          埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修</p> <p>(2) <b>届出に係る指示</b></p> <p>県指定史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認められるときは、教育委員会は、届出に係る現状変更等に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(3) <b>市が処理する事務の変更</b></p> <p>現在、市が行っている現状変更等の許可事務から、今回の改正により届出となった事務については、改正後も市が処理することとする（上記届出の受理及びこれに係る指示の事務）</p>																									
施行日	平成18年8月1日																								
<p>【その他参考事項】</p> <p>国・県指定史跡名勝天然記念物の件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>国指定</th> <th>県指定</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">記念物</td> <td>史跡</td> <td>10</td> <td>49</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>名勝</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>天然記念物</td> <td>13</td> <td>79</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33</td> <td>140</td> <td>173</td> </tr> </tbody> </table>				区分		国指定	県指定	計	記念物	史跡	10	49	59	名勝	10	12	22	天然記念物	13	79	92	計	33	140	173
区分		国指定	県指定	計																					
記念物	史跡	10	49	59																					
	名勝	10	12	22																					
	天然記念物	13	79	92																					
	計	33	140	173																					